

議案第49号

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例

条例 別記のとおり

令和3年6月4日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の換地処分による町名等の変更に伴い、関係条例の整理をしたいので、この案を提出するものである。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例

(入間市公告式条例の一部改正)

第1条 入間市公告式条例(昭和31年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「大字下藤沢846番地の1」を「下藤沢五丁目17番地1」に改める。

(入間市役所支所設置条例の一部改正)

第2条 入間市役所支所設置条例(昭和31年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大字下藤沢846番地1」を「下藤沢五丁目17番地1」に改める。

(入間市学習等供用施設設置条例の一部改正)

第3条 入間市学習等供用施設設置条例(平成5年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条の表藤沢地区の項中「大字下藤沢846番地1」を「下藤沢五丁目17番地1」に改める。

(入間市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第4条 入間市公民館設置及び管理条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表入間市立藤沢公民館の項中「大字下藤沢846番地1」を「下藤沢五丁目17番地1」に改め、「大字下藤沢の一部」の次に「下藤沢一丁目、下藤沢二丁目、下藤沢三丁目の一部、下藤沢四丁目、下藤沢五丁目」を、「東藤沢七丁目の一部」の次に「東藤沢八丁目の一部」を加え、同表入間市立東藤沢公民館の項中「大字上藤沢の一部、大字下藤沢の一部」を「下藤沢三丁目の一部」に、「東藤沢八丁目」を「東藤沢八丁目の一部」に改める。

(入間市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

第5条 入間市立図書館設置及び管理条例(昭和59年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表入間市立図書館藤沢分館の項中「大字下藤沢846番地1」を「下藤沢五丁目17番地1」に改める。

(入間市立保育所設置及び管理条例の一部改正)

第6条 入間市立保育所設置及び管理条例(昭和56年条例第9号)の一部を次のように改

正する。

別表入間市立藤沢第二保育所の項中「大字下藤沢 2 7 6 番地の 1」を「下藤沢三丁目 3 6 番地 1」に改める。

(入間市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 7 条 入間市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和 4 1 年条例第 5 2 号) の一部を次のように改正する。

別表中「大字下藤沢」の次に「、下藤沢一丁目、下藤沢二丁目、下藤沢三丁目、下藤沢四丁目、下藤沢五丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。